

平成30年2月23日提出

退職手当支給制限処分に係る審査請求について

退職手当支給制限処分に係る審査請求に対して、次のように決定したいので、意見を問う。

熊本市長 大西 一 史

1 審査請求人

熊本県玉名郡在住の者

2 審査請求に係る処分

熊本市職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当支給制限処分

3 審査請求年月日

平成28年1月22日

4 審査請求の趣旨

熊本市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成27年11月25日付けで審査請求人に対して行った熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号。以下「本件条例」という。）第12条第1項の規定に基づく一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもの

5 審査請求の理由

- (1) 本件処分に至る具体的な経過説明がなく、処分理由説明書に記載された文章を伝えられただけで、納得いくものではなかった。
- (2) 本件行為（勤務先の金庫に保管されていた現金4万5240円入りの封筒を、自宅に持ち帰った行為（以下「持出行為」という。）及び当該封筒に入っていた現金のうち金1万円を自己の借金の返済に充てた行為（以下「返済行為」という。）をいう。）のきっかけは、封筒内の現金の大量の小銭を紙幣に両替することが目的であって、決して自分のものにしようというつもりではなかった。

- (3) 本件行為のきっかけは(2)記載のとおりであるため、審査請求人については、懲戒処分の指針「第1 基本事項」に定める「標準例に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合」に該当するのではないか。
- (4) 返済行為自体はいけないことであると理解できるが、本件行為のきっかけは(2)記載のとおりであり、自己の借金の返済に充てた金1万円についても後で戻すつもりであったため、返済行為が横領とみなされるのか疑問である。
- (5) 本件処分に際して、同種事案における処分の程度が考慮されているのか(金1万円程度の金額で懲戒免職に相当するのか等)疑問である。
- (6) 本件処分に際して、審査請求人が本件処分よりも前に懲戒処分を受けたことがないことや審査請求人の勤務態度等が考慮されているのか疑問である。
- (7) 熊本市の職員であった審査請求人に対して、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)は適用されないにもかかわらず、同法の運用方針を考慮してなされた本件処分は、裁量権を逸脱し、又は濫用した違法なものである。
- (8) 本件条例に基づく退職手当の法的性格からすれば、退職手当の全額の支給制限が認められるのは、処分の原因となった非違行為が退職者の永年の勤続の功を全て抹消するほどの重大な背信行為である場合に限られるべきである。

6 処分庁の主張の趣旨

審査請求人の懲戒免職処分に係る不服を述べていると解される主張の部分については、懲戒処分の指針に照らし懲戒免職処分としたことは正当であると考えことから理由がない。また、審査請求人の本件行為は、業務上横領という重大な非違行為に該当するものであり、審査請求人の過去の処分歴及び勤務態度、本件行為の影響等を考慮した上で、本件処分を行っていることから、その余の審査請求人の主張についても理由がない。

7 裁決の趣旨

本件審査請求を棄却する。

8 裁決の理由

(1) 認定事実

ア 審査請求人は、勤務先である公民館の主催事業に際して、参加者から徴収され同公民館の金庫に保管されていた現金4万5240円入りの封筒を、平成27年10月14日、無断で金庫から持ち出し、自宅に持ち帰った。

審査請求人は、同月15日、当該封筒に入っていた現金のうち金1万円を、自己の借金の返済のため知人に渡した。

イ 審査請求人は、同月17日、当該封筒の所在を所属長らから尋ねられたことから、持出行為について説明した。一方、返済行為についての説明が所属長らに対してなされたのは、同日、当該封筒内の現金が全くの手付かずの状態であるかどうかを所属長から繰り返し確認された後であった。

審査請求人は、同日、金1万円を補填した上で現金4万5240円入りの封筒を同公民館の金庫に返還した。

ウ 処分庁は、同年11月25日付けで審査請求人に対して懲戒免職処分を行うとともに、同日付けで本件処分を行った。

エ 審査請求人は、平成28年1月22日付けで熊本市人事委員会に対して懲戒免職処分に関する不服申立てを行ったが、同不服申立てに対して同人事委員会は、平成29年12月8日付けで、処分庁が審査請求人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行った。

(2) 判断

ア 懲戒免職処分に対する不服を述べる審査請求人の主張については、懲戒免職処分が取り消されていない以上、理由がない。なお、(1)認定事実エで述べたとおり、熊本市人事委員会は、処分庁が審査請求人に対して行った懲戒免職処分を承認する裁決を行っている。

イ 本件行為に関する審査請求人の主張については、持出行為に係る主張は不合理なものであって、返済行為については業務上横領に該当することを自ら認めていることから、理由がない。

ウ 本件処分について

(ア) 本件条例第12条第1項は、国家公務員退職手当法第12条第1項と趣旨・目的を同じくするものであることから、同法の運用方針の「第12条関係」を考慮して本件処分をすることについては、裁量権の逸脱又は濫用があったものとは認められず、審査請求人の主張には理由がない。

(イ) 審査請求人の本件行為は、重大な非違行為に該当するものであることから、本件処分に対する不服を述べる審査請求人の主張には理由がない。

(提出理由)

退職手当支給制限処分に係る審査請求に対し、所要の決定をするため、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)第34条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第206条第4項の規定に基づき、市議会に諮問するものである。